

栃木県からのお知らせ / もし**自転車事故**の**加害者**になってしまったら

1億円必要です!!

自転車事故の高額賠償額事例
9,521万円 平成25年神戸地方裁判所

まさか私が
事故なんて!

自転車保険に
入っておけば
ヨカッタ~

加入は簡単!



郵送や



インターネット

コンビニエンスストア

などでも

手続きできます!

年間**2,000円**程度~
の掛金で安心を買えるんだ~

保険会社や
補償内容によって
異なります

栃木県自転車条例により自転車保険加入が義務化されています。

(栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)

【よくある質問】

Q : 自転車保険と名前が付く保険でないと駄目ですか。
A : 自転車事故において相手方への賠償を補償する内容が含まれている保険であれば自転車保険という名称のものでなくても構いません。

Q : 補償額の規定はありますか。
A : 条例で補償額の規定はありません。
自転車事故の賠償事例としては9,521万円という高額賠償事例もあります。

自転車保険に加入していますか？

自転車損害賠償責任保険等の加入状況をチェックしましょう！

START

自転車を運転中の事故により、他人にケガをさせた場合に、相手方を補償できる保険（自転車損害賠償責任保険等）に加入していますか？

はい

わからない

いいえ

自転車にTSマークが貼られていますか？
（※点検日から1年以内のものに限ります）



はい

いいえ

自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

共済、各種団体保険（職場で加入する保険や学校のPTA保険等）のいずれかに加入していますか？

はい

わからない

いいえ

クレジットカードはお持ちですか？

はい

いいえ

個人賠償責任保険が基本補償または特約としてついていますか？
（※特約の名称は日常生活賠償特約など保険会社によって異なります）

はい

わからない

いいえ

すでに自転車損害賠償責任保険に加入しています

※補償内容（支払限度額等）が十分なものが確認しましょう！

ご加入の保険会社・共済にご確認ください

※相当する補償がない場合には、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう！

自転車損害賠償責任保険等への加入が必要です！

事故による損害を補償する自転車損害賠償責任保険等の種類一覧

●日常生活での賠償責任保険等

| 種類 | 種類 | 概要 |
|--------------|----------|--------------------|
| 個人賠償責任保険 | 自転車向け保険 | 自転車事故に備えた保険 |
| | 自動車保険の特約 | 自動車保険の特約で付帯した保険 |
| | 火災保険の特約 | 火災保険の特約で付帯した保険 |
| | 傷害保険の特約 | 傷害保険の特約で付帯した保険 |
| 団体保険 | 会社等の団体保険 | 団体の構成員向けの保険 |
| | PTAの保険 | PTAや学校が窓口となる保険 |
| 共済 | | こくみん共済 coop、県民共済など |
| TSマーク付帯保険 | | 自転車の車両に付帯した保険 |
| クレジットカード付帯保険 | | クレジットカードに付帯した保険 |

●業務中での賠償責任保険等（事業者向け）

| 種類 | 種類 | 概要 |
|-------------|----|----------------|
| 施設所有者賠償責任保険 | | 業務活動中の事故に備えた保険 |
| TSマーク付帯保険 | | 自転車の車両に付帯した保険 |

お問合せ先

栃木県県民生活部くらし安全安心課
生活・交通安全担当 Tel.028-623-2185

※詳しくは県ホームページ
をご確認ください

栃木県 自転車条例 🔍 検索



地域共生社会

～ 住民が支え合いながら、安心して暮らせる地域を目指して ～

県では、みんなが安心した生活を送れるように

「地域共生社会」 の実現に向けて取り組んでいるまる～！



「地域共生社会」 ってな～に？

一言で言うと…

**「世代や障害の有無に関わらず、
地域 みんなで支え合いながら、
自分らしく暮らしていける社会」**

を目指すものまる～！



ひとり一人の暮らし

- 多様性の尊重
- 気にかける関係性

- 活躍の場づくり
- 安心感のある暮らし



誰もが役割を持てる地域共生社会

- 働き手の創出
- 地域資源の有効活用

- 就労や社会参加の
機会の提供
- 民間企業による
生活支援への参入



様々な社会・経済活動

ひとに寄り添い 支え合う地域社会へ

～ 「他人事」ではなく「自分事」として考えてみましょう ～



育児と介護に同時に直面する
「ダブルケア」

【困りごとの例】

80代の親と無職の50代の子が同居している「8050問題」



親やきょうだいなどの介護を担い、
就業や学業等に影響を及ぼす
「ケアラー」や「ヤングケアラー」
(18歳未満)



いま、地域では、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行など、社会が変化して、様々な困りごとを抱えている人がいるまる～
ぼくたちに何か出来ることは…

地域の皆さんにも、今日から出来ることはありますよ！

- ・自分の周りや地域に、どんな人がいるのかを知りましょう！
- ・ご近所さんや地域の人と、積極的に挨拶をしましょう！
- ・ご近所さんや地域の人が困っていそうな時は、声をかけて話を聞いてみましょう！
- ・必要なときは、地域の相談窓口にご相談（紹介）しましょう！



自分や家族、周りの人が困りごとを抱えていたら、
お近くの相談窓口にご相談（窓口を紹介）してください

県では、介護、障害、育児、難病等の様々な悩みや相談事を抱える本人や、家族のケアに関わる方に向けて、県内の相談窓口や当事者が話し合う居場所、民生委員・児童委員などの情報を掲載しています



ケアする人・ケアされる人のための総合サポート
「保健福祉ポータルサイト」

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/carer-shien_tochimaru-portal-site.html

お問合せ先  栃木県 保健福祉部保健福祉課 (028-623-3047)